

全住協第20号
令和3年4月16日

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米山篤史

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について(令和3年4月9日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)
- (2) (別紙1)新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示(令和3年4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部長)
- (3) (参考)新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年4月9日変更)(該当箇所抜粋))
- (4) 3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年4月9日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
- (5) テレワーク等の推進について(令和3年4月9日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
- (6) 第22回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示(令和3年4月9日)

※(2)～(6)は全住協HPに掲載

https://www.zenjukyo.jp/archives/new_info/gyosei/data/210409COVID-19.pdf

2. 参考HP 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(内閣官房HP)
<https://corona.go.jp/emergency/>

3. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当 米山
TEL 03-3511-0611

以上

※4月16日現在、埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県についても追加適用される見込みです。周知依頼があり次第改めてお知らせします。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加されたことを踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡
令和3年4月9日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第3項に基づき、東京都、京都府及び沖縄県が追加されるとともに、東京都については4月12日から5月11日まで、京都府及び沖縄県においては4月12日から5月5日までを期間とされました。あわせて、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年4月9日変更）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、北村、山口、岩熊、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

satoshi.tada.n4w@cas.go.jp

ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp

koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp

satoshi.tada.n4w@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp